公　　示　　日：2022 年 4 月 13 日(水)
調達管理番号：22a00109
国　　名：モロッコ
担 当 部 署：中東・欧州部中東第一課
調 達 件 名：モロッコ国 UHC 支援のための情報収集・確認調査

1. 担当業務、格付等

（１） 担 当 業 務：保健システム
（２） 格　　付：3 号
（３） 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１） 全体期間：2022 年 5 月下旬から 2022 年 12 月下旬
（２） 業務人月：国内 0.50 人月、現地 3.00 人月、合計 3.50 人月
（３） 業務日数：国内準備 5 日、現地渡航［1 回目］業務 49 日、現地渡航［2 回目］業務 41 日、国内整理 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見 積 書 提 出 部 数 ： 1 部
（３） 提　出　期　限 ：2022 年 4 月 27 日(水)（12 時まで）
（４） 提　出　方　法 ：電子データのみ
➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」
別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き
https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評 価 結 果 の 通 知 ： 2022 年 5 月 16 日(月)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 9 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 13 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 6 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	保健システムにかかる各種業務
対象国・地域又は類似地域	北アフリカまたは仏語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語（仏語もできれば望ましい）

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：特になし

6. 業務の背景

モロッコ王国（以下「モロッコ」という。）では、2010 年代から保健医療サービスの改善に取り組んだ結果、妊産婦死亡率は、2004 年の 112（出生 10 万対）から、2017 年には 70 に改善された（世銀、2022 年）。また、5 歳未満児死亡率は、1990 年の 63.4（出生 1,000 対）から 2020 年の 16.0 まで改善し、SDGs の目標値（25）を下回っている（世銀、2022 年）。一方、モロッコは、1,000 人当たりの医療従事者の数は 1.51 人であり、WHO の目標値（4.45 人）より低い（モロッコ保健計画 2025、2019 年）。特に地方農村部においては、医療のアクセスと質の課題は深刻であり、都市部の妊産婦死亡率 45（出生 10 万対）に対し、農村部は 111（出生 10 万対）と高い（モロッコ国民保健調査（ESPSF）、2018 年）。これらに加えて、総死亡者数に占める非感染性疾患による死亡率は 84.8%と高い（サブサハラアフリカ平均 36.4%、日本 84.8%（世銀、2019 年））が、将来の非感染性疾患の割合を高める発育阻害の割合が都市部（10.4%）より農村部（20.5%）で高く（ENPSF、2018 年）、これらの層への予防啓発を含めた対応が求められている。

医療保障制度については、2005 年には民間企業及び公的機関の勤務者向けの医療保険制度（AMO）が開始された。また 2008 年に貧困層・脆弱層向けの医療

保険制度（RAMED）が試行され、2012 年に全国展開が開始された。しかしながら、RAMED は全国展開時における運営上の課題があることや、インフォーマルセクター従事者向けの医療保障制度が確立されていないことから、人口の 38%が医療保険加入できていない。また、モロッコにおける経常保健医療支出の内、家計負担割合が 46.8%（WHO、2019 年）であり中東・北アフリカ地域の平均 43.6%より高く、家計支出に占める保健支出の割合が 10%以上の家庭の割合も全世帯の 20.5%（世銀、(2013 年)）と中東・北アフリカ地域平均（15.4%（2016 年））より高く、医療費の経済的な負担が非常に大きい。また AMO 加入者の 3.0%が非感染性疾患を有しているが、その 3.0%に対する治療費が AMO 総支出の 47.7%を占めており、AMO の財政をひっ迫させている（国家医療保険庁（ANAM）、2017 年）。

このように、モロッコの保健セクターにおいては、地方部における母子保健医療サービス（非感染性疾患に対応するための予防含む）の改善に加え、家計破綻を避けるための医療保障制度の普及・拡大が大きな課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症の流行によって、既に逼迫している医療提供体制に更なる負担が生じており、喫緊の対応が必要である。

本調査は、モロッコの UHC 達成のために優先度の高い案件を形成するため、①地方における母子保健サービス改善及びサービス提供に係る社会保障・医療保障制度（家族手当、無料医療制度、産前健診・出産等への保険料支払い等）の改善、②母子にフォーカスした栄養改善（将来的な非感染性疾患予防や発育阻害など）に係る既存の資料の収集・分析、保健省、ドナー等のステークホルダーとの面談による現状やニーズ把握等、必要な情報を収集・確認し、今後のモロッコの UHC 達成のための案件形成の基礎情報を収集・分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、母子保健分野に係る調査団員として、担当分野に関する調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2022 年 5 月下旬～6 月上旬）

① 既存の文献、報告書等をレビューし、モロッコの保健分野における関連情報（保健基礎指標、保健医療政策、医療保険制度に係る戦略・取組み、デジタル化の取組み等）を収集・分析・整理する。

② 上記の文献調査で得た情報等を踏まえ、調査計画案（調査項目・内容、調査対象者等）を含む業務実施計画書（和文・英文）を作成し JICA 中東・欧州部による確認の後、提出する。

（２） 現地業務期間（2022 年 6 月上旬～2022 年 10 月下旬）※この期間中に 2 回の現地渡航を想定。詳細は「10.(1)①現地業務日程」のとおり。

① JICA モロッコ事務所と業務実施計画書に基づき意見交換を行う。

② 以下の業務を遂行するため、適宜 JICA 本部派遣の調査団に同行しつつ、関係機関（保健省計画・財務局、保健省人事・人材開発局、人口局、国家医療保険庁、他ドナー、医療施設等）との面談を事前に調整し、協議を実施し、適宜議事録を作成しつつ、必要な情報を収集・分析・整理する

(ア)モロッコの保健分野における関連情報（中長期予算計画、保健基礎指標、保健医療政策、医療保険制度に係る戦略・取組み等）を収集・分析・整理する。

(イ)母子保健サービスの地域間格差の現状と課題に関する情報（様々な行政レベルでの予算配分・ガバナンス等）を収集・分析・整理する。

(ウ)母子保健サービス提供に係る社会保障・医療保障制度（家族手当、無料医療制度、産前健診・出産等への保険料支払い等）の現状と課題に関する情報を収集・分析・整理する。

(エ)母子にフォーカスした栄養改善の取り組みの現状と課題に関する情報（非感染性疾患予防や発育阻害など）を収集・分析・整理する。

(オ)母子保健サービス提供（社会保障・医療保障制度含む）に係るデジタル化の現状と課題に関する情報を収集・分析・整理する。

(カ)モロッコにおける保健分野の JICA の過去の取組み・成果・課題に関する情報を収集・分析・整理する 。

(キ)他ドナーによる UHC 達成支援の取組み（母子保健分野及び社会保障・医療保障制度に関する取り組み）について情報収集・分析・整理する。

③ 上記の活動を踏まえ、モロッコの UHC 達成のために、母子保健サービスの地域間格差の改善や母子保健サービス提供に係る社会保障・医療保障制度の改善に重要な協力案件・活動（案）を提案する。

④ 上記の協力案件・活動（案）について、適宜 JICA 本部派遣の調査団に同行しつつ、先方政府と協議を行い、先方政府との相互理解を促進するとともに、よりニーズに沿った協力案件・活動（案）を提案する。

⑤ 現地調査結果（概要）を JICA モロッコ事務所等に報告する。

（３） 帰国後整理期間（2022 年 11 月上旬～2022 年 11 月中旬）

① 現地調査結果（概要）を JICA 中東・欧州部に報告する。

② 業務完了報告書（和文・英文）を作成し、JICA 中東・欧州部に提出する。

8.　報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１）　業務実施計画書（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文・英文２部（JICA 中東欧州部、JICA モロッコ事務所）

（２）　業務完了報告書（和文・英文２部）

収集資料及び調査対象者リスト及び調査議事録（現地調査で調査を実施した機関・担当者リストを含む）を添付のうえ、2022 年 12 月 2 日（金）までに電子データをもって提出すること。

9.　見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、以下の通りを基準とします。

①　日本⇒パリ⇒モロッコ⇒パリ⇒日本

②　日本⇒アブダビ⇒モロッコ⇒アブダビ⇒日本

③　日本⇒ドーハ⇒モロッコ⇒ドーハ⇒日本　を標準とします。

（２）臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA モロッコ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

車両関連費（通勤を除く業務用）：1,245 千円
事務用品費：40 千円
通信・運搬費（携帯電話通信費）：　60 千円
資料等作成費（作成資料印刷費）：　100 千円
報告書作成費：1,000 千円

特殊傭人費（通訳、現地技術者）: 2,100 千円

＊臨時会計役とは、会計役としての職務（例 : 在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例 : 現地業務期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（３）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 6 月上旬～2022 年 10 月下旬の間の 90 日間を予定しています。渡航回数は 2 回を想定していますが、現地業務期間 90 日を上限とする範囲で提案を可とします。6 月、7 月に実施予定の F/F ミッション及び 10 月実施予定の審査に同行していただく予定です。

現時点でモロッコ入国時にはランダムで PCR 検査が実施されており、陽性と判定された場合は隔離措置が必要になります。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみですが、本コンサルタントによって通訳及び現地技術者を傭上することを想定しています。

③ 便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎 : 第 1 回渡航の到着時のみ、便宜供与あり

イ） 宿 舎 手 配 : 第 1 回渡航の到着時のみ、便宜供与あり

ウ） 車両借上げ : なし

エ） 通 訳 傭 上 : なし

オ） 現地日程のアレンジ : なし。本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則コンサルタントが行うことを前提とするが、調査開始時において、JICA モロッコ事務所は、保健省及びその他の関係諸機関へ調査内容・ 実施スケジュールを通知し調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施の協力

を行う。コンサルタントは、アポイントメント取り付け先の案を、JICA 中東・欧州部及び JICA モロッコ事務所に提供すること。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 中東・欧州部中東第一課（TEL:03-5226-3109）にて配付します。

- Le Nouveau Modele de Developpement Rapport General
- Plan de Santé 2025
- INDH Nutrition & Santé de la mére et de l'enfant
- Stratégie de l'ANAM 2020-2024

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 本競争においてはプレゼンテーションを行いません。

③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モロッコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。ま

た現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上